

静岡県豚熱防疫対策本部 第6回本部員会議

次 第

日 時 令和3年12月25日（土） 午後7時15分から
場 所 別館5階 危機管理センター東側

- 1 豚熱疑似患畜の確認について
- 2 今後の防疫措置について
- 3 危機管理情報について
- 4 その他の対策について

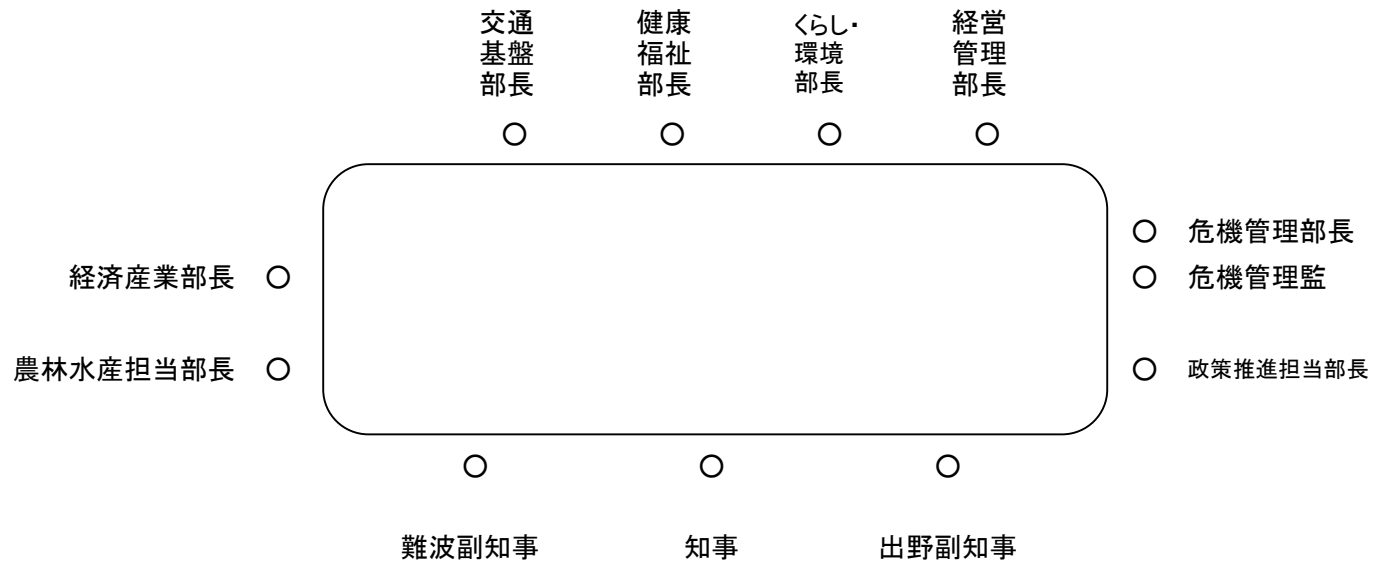
静岡県豚熱防疫対策本部 第6回本部員会議 出席者名簿

役職	部局名	職名
本部長	知事	
副本部長	副知事	
本部員	知事直轄組織	政策推進担当部長
	危機管理部	危機管理監
		危機管理部長兼危機管理監代理
	経営管理部	経営管理部長
	くらし・環境部	くらし・環境部長
	健康福祉部	健康福祉部長
	経済産業部	経済産業部長
		農林水産担当部長
交通基盤部	交通基盤部長	

静岡県豚熱防疫対策本部
第6回本部員会議

日時: 令和3年12月25日(土)
19:15 ~

場所: 別館5階危機管理センター東側



大型モニター

受付

1 豚熱疑似患畜の確認について

(1) 経緯

- 12月24日 16時30分 静岡県内の養豚場2戸に精液を販売していた宮城県の養豚場で豚熱疑似と宮城県庁から連絡。
- 12月25日 6時00分 宮城県が実施した遺伝子検査の結果、豚熱ウイルス遺伝子陽性を確認。
- 12月25日 19時00分 国の遺伝子検査で宮城県の養豚場において豚熱の発生が確定したことにより、静岡県内の養豚場2戸の飼養豚が**疑似患畜と確定**。

(2) 静岡県内の養豚場2戸の概要

豚熱の発生があった農場で、採取された精液を使用した豚(発生日から遡って21日前までに採取されたものに限る)は、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき疑似患畜となり、殺処分等の防疫措置の対象となる。

	飼養頭数	疑似患畜頭数
農場1	約2,400頭	7頭
農場2	約6,900頭	77頭

2 今後の防疫措置について

(1) 防疫措置

家畜伝染病予防法第16条及び第21条並びに国の防疫指針に基づき、下記の防疫措置を実施する。

ア 殺処分

開始予定時刻：12月25日19時30分（疑似患畜確定から原則24時間以内に完了する）

イ 埋却処分

開始予定時刻：殺処分終了後（疑似患畜確定から原則72時間以内に完了する）

ウ 防疫作業の動員

中遠総合庁舎に西部地域局長を現地本部長とする現地対策本部を設置

	1クール	2クール	3クール	4クール	
参集時間	12/25 16時30分	12/26 0時00分	12/26 7時00分	12/26 13時00分	合計
解散時間	12/26 4時45分	12/26 11時15分	12/26 18時00分	12/26 22時45分	
農場1	22(14)人	18(12)人	18(12)人	—	174(128)人
農場2	36(28)人	40(34)人	20(14)人	20(14)人	

*表中の数字は協定団体作業員を含む（カッコ内は県職員数）

3 危機管理情報について

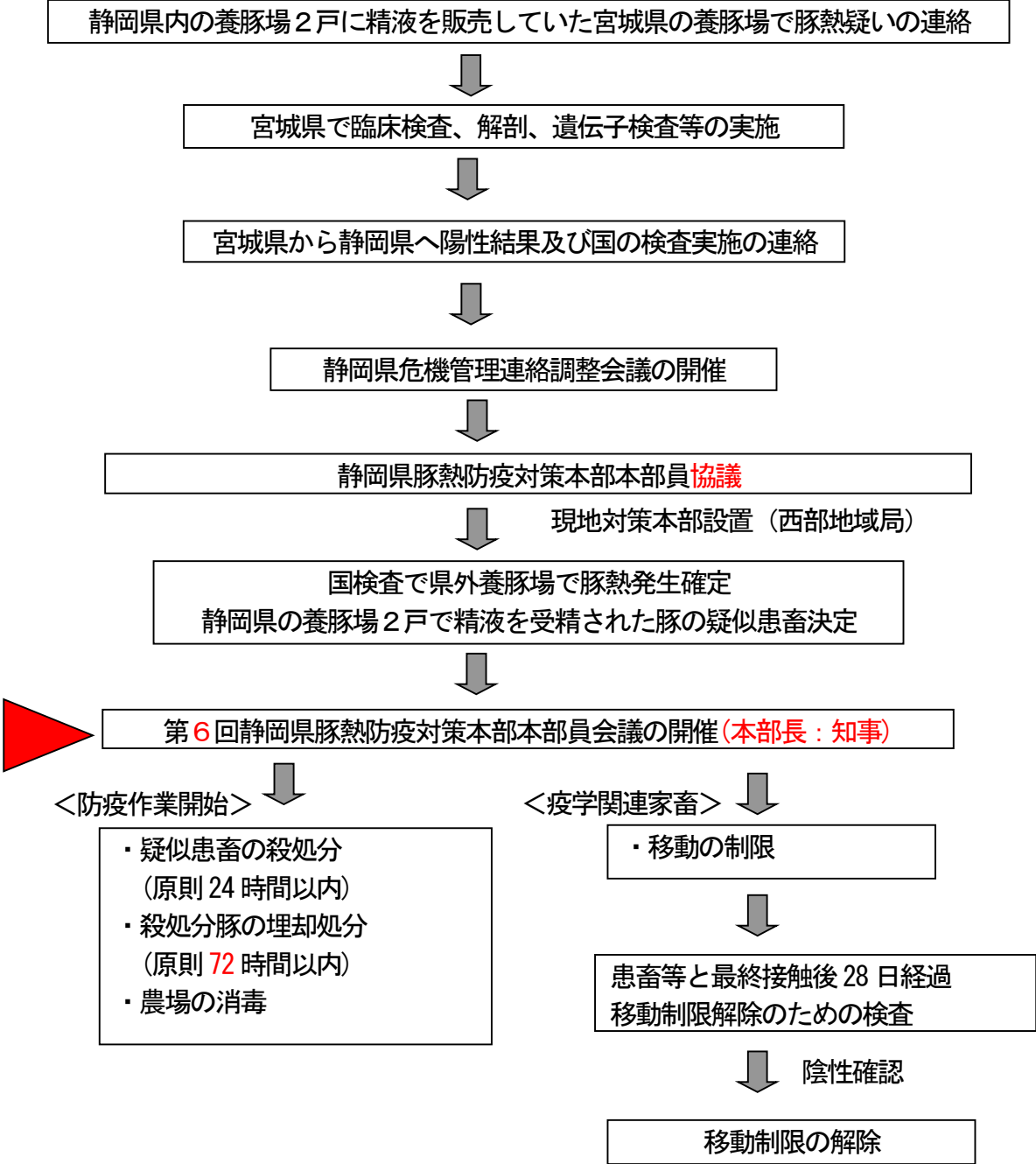
- (1) 本会議終了後、報道機関にブリーフィングを行う。
- (2) 殺処分・埋却処分状況を、12月26日から防疫措置完了まで、毎日14時に報道提供する。
- (3) 防疫作業中の農場での取材の自粛を要請する。

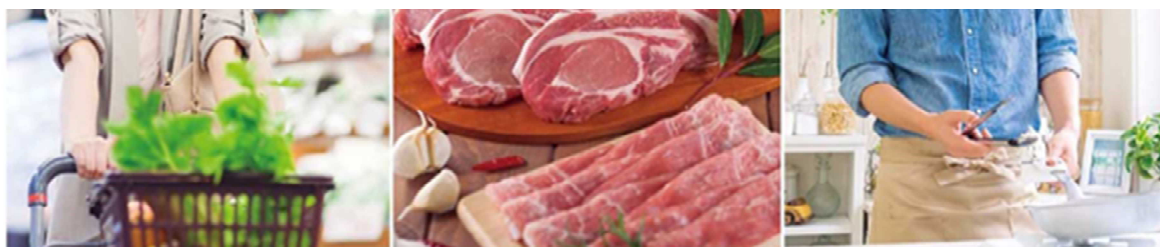
4 その他の対策について

(1) 相談窓口を設置する（防疫措置完了まで開設）

相談窓口	県庁	出先機関	開設時間
家畜に関する事 及び家畜防疫措置に関する こと全般	畜産振興課	各家畜保健衛生所	平日・土日祝日 午前8時30分 ～午後5時
食品の安全性に関する事 飼育動物に関する事	衛生課	各保健所	平日 午前8時30分 ～午後5時
野生いのししに関する事	—	—	
家畜伝染病に関する事	畜産振興課	各家畜保健衛生所	
農業被害に関する事 (被害防除)	地域農業課	各農林事務所地域振興課 (富士農林事務所のみ生産振興課)	
狩猟及び猟友会に関する こと	自然保護課	各農林事務所森林整備課	

異常家畜の通報から防疫措置終了まで





シー エス エフ[®]
CSFは人に感染しません。

CSFは、豚・いのししの病気です。

CSFの人への感染は、国際機関（OIE：国際獣疫事務局）の情報においても世界的に報告されておられません。

CSFにかかった豚のお肉が市場に出回ることはありません。

豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員が異常や疾病がないか検査しています。豚肉は、この検査に